一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年十二月五日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字大工廻西尻原	六〇三番二	畑
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆東原	一六一〇番	原野
沖縄県中頭郡読谷村字長田長田原	一六六番	田

三　縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

四　縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

キャンプ・シールズの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年十二月五日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字知花曲茶原	二二九一番	原野

三　縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

四　縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年十二月五日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字普天間後原	九三九番	山林
沖縄県宜野湾市字安仁屋前原	四九一番	田
沖縄県宜野湾市字安仁屋前原	四九二番	田
沖縄県中頭郡北谷町字大村玉代勢原	六番	宅地
沖縄県中頭郡北谷町字大村城原	三五二番	原野
沖縄県中頭郡北谷町字大村山川原	五〇三番	山林
沖縄県中頭郡北谷町字北前石平原	八三九番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九三三番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九四三番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九五一番	宅地
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九五二番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九六三番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前横嵩原	九七一番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北前伊波川原	一〇二一番	雑種地
沖縄県中頭郡北谷町字北谷東前田原	七八四番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字北谷正徳原	一二三四番	墓地

三　縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会

四　縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで